

別表（第4条関係）

| 交付対象事業    | 交付対象施設・要件  | 交付額   |
|-----------|--|---|
| 光熱費支援事業   | <p>1 光熱費高騰の影響を受けている下記の医療機関等であること。</p> <p>ア 病院、有床診療所（医科・歯科）</p> <p>イ 無床診療所（医科・歯科）、薬局、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、助産所、歯科技工所</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき、出張のみの届出を行っている施術所は、対象外とする。</p> <p>3 同一開設者が同一敷地内で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所と柔道整復師法に基づく施術所を開設している場合は、同一の施設とみなす。</p>   | <p>ア 15,000円/床<br/>（下限30,000円/施設）</p> <p>※病床数は、令和5年10月1日時点の許可病床から、令和4年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数を基準とする。</p> <p>イ 30,000円/施設</p> |
| 車両燃料費支援事業 | <p>車両燃料費高騰の影響を受けている医療機関等のうち、R5.4～R5.9までの期間において、下記ア～エのいずれかの区分にかかる事業実績があり、R5.10.1時点で各区分の用務に使用する車両の燃料費を全額負担している医療機関等</p> <p>※患者から送迎費用や訪問に係る交通費を徴収している医療機関等は対象外とする。</p> <p>ア 人工透析患者通院送迎区分<br/>東海北陸厚生局への受理記号「人工腎臓」の届出がされている医療機関であって、人工透析患者の通院のための送迎サービスを日常的に行っている医療機関（一般患者と透析患者を区別せず送迎に使用している車両も対象とする。）</p> <p>イ 訪問診療区分<br/>東海北陸厚生局への受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」又は「在医総管」のいずれかの届出がされている医療機関であって、医師による在宅患者の居所への定期的な訪問を行っている医療機関（ただし、医師1人当たり1台までを上限（医師人数は常勤換算した場合の人数。小数点以下切上げ））</p> <p>ウ 訪問歯科診療区分<br/>東海北陸厚生局への受理記号「歯援診」の届出がされている医療機関であって、歯科医師による在宅患者の居所への定期的な訪問を行っている医療機関（ただし、歯科医師1人当たり1台までを上限（歯科医師人数は常勤換算した場合の人数。小数点以下切上げ））</p> <p>エ 訪問薬剤管理指導区分<br/>東海北陸厚生局への受理記号「在薬」の届出がされている保険薬局であって、薬剤師による在宅患者の居所への定期的な訪問を行っている保険薬局（ただし、保険薬局1施設当たり1台までを上限）</p> | <p>ア<br/>12,600円/台</p> <p>イ、ウ、エ<br/>2,800円/台</p>  |
| 食材料費支援事業  | 病院、有床診療所（医科・歯科）  | <p>6,400円/床</p> <p>※病床数は、令和5年10月1日時点の許可病床から、令和4年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数を基準とする。</p>   |